

平成27年度
地域密着型サービス公募説明会資料
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

平成27年4月24日(金)

古賀市保健福祉部介護支援課

目 次

1	説明資料	—————	P 2 ~ P 6
2	評価基準	—————	P 7 ~ P 9

1 古賀市の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る施策について

介護保険事業計画策定のために実施した「高齢者福祉に関する基礎調査」では70.2%の人が「介護が必要になっても自宅で生活したい」と回答し、「介護保険に関するアンケート」では在宅生活をする要介護認定者の80.6%が「今後も自宅で生活したい」と回答しており、在宅生活を支えるサービスの充実が重要です。

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は「地域包括ケアシステム」の構築のための重要な役割を担う介護保険サービスであり、介護が必要になっても安心して在宅生活ができるように、平成27年度中に整備します。

当該サービスの適正な普及を図るため、介護保険法第78条の13の規定に基づき、公募による指定を行うこととします。

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ図》



2 公募指定の対象事業所等について

公募指定に係る対象事業所等は、次の表のとおりです。本公募による指定以外の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定は行いません。

事項	内容
①公募するサービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1ヶ所）
②市町村長指定期間	平成27年4月20日から平成30年3月31日まで ※市町村長指定期間中は、申請による指定は行わない
③市町村長指定区域	古賀市内全域
④公募指定の有効期間	指定日から起算して6年

3 公募の対象者について

- ・法人であることを条件とします。法人種別は問いません。
- ・応募する法人は、実際に事業の運営主体となる法人であることとします。

4 応募の受付について

(1) 申込み意向確認書

応募予定の方は、「申込み意向確認書」を期限までに提出してください。

①提出期限：平成 27 年 5 月 29 日（金）17：00 まで

②提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は提出期限までに必着）

※追加資料の連絡や応募に関してのQ&Aの送付等は、申込み意向確認書を提出済の事業者のみに
対して実施するので、応募の予定がある場合は必ず提出してください。

(2) 応募書類

応募書類は、期限までに提出してください。

①提出期限：平成 27 年 7 月 17 日（金）17：00 まで

②提出方法：サンコスモ古賀 1 階介護支援課（古賀市庄 205 番地）に持参

5 応募書類に関する概要

- (1) 別添「提出書類一覧表」のとおり提出してください。
- (2) 提出された書類は返却しません。また、この募集に関する費用（書類作成及び証明にかかる費用負担等）については、応募事業者の負担とし、本市は一切負担しません。
- (3) 提出書類は、A4 版でファイリングしたものを正本 1 部、副本 1 部の合計 2 部を提出してください。なお、副本は正本をそのままコピーしたもので構いません。（原本証明は不要）
 - ・応募書類は左側に穴をあけてファイルに綴じ、表紙及び背表紙に「平成 27 年度地域密着型サービス事業公募申込書」と「法人名」を記載してください。
 - ・全体の目次を付け、「提出書類一覧表」の順番に並べてください。
 - ・項目ごとに文字表記のインデックスを付けてください。
- (4) 正本の作成については、以下のことに注意してください。
 - ・契約書等の本来当事者同士で原本を保管するべきものについては、写しの提出で構いません。ただし、その場合は、代表者名で以下の見本のように原本証明をしてください。
 - ・原本証明に押印する法人印は、印鑑証明の印影と同じものを使用してください。

【代表者名による原本証明の見本】

この写は原本と相違ありません。

平成 年 月 日

法人名 ○ ○ ○ ○ ○

法人印

代表者名 ○ ○ ○ ○

6 今後の整備スケジュール（予定）

今後の整備スケジュールについては、以下のとおりです。

ただし、現段階での予定のため、変更になることがあります。

市町村指定期間の設定及び公募の実施

● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の公募の実施

- 
- ① 公募説明会（平成27年4月24日）
 - ② 申込意向確認書類提出（平成27年5月29日締切予定）
 - ③ 応募書類の提出期限（平成27年7月17日締切予定）
 - ④ 古賀市介護支援課による事前の書類審査・ヒアリング。応募事業者による事業内容プレゼンテーションの実施。介護保険運営協議会から意見を聴取（平成27年8月24日予定）

事業者の決定

- 
- 古賀市高齢者福祉施設等運営事業者選考委員会の選定を受け、市長決裁による指定候補事業者の決定。

事業開設の準備

- 
- 指定候補事業者は、事業開設に必要な準備

指定申請

- 
- 指定申請書により人員面・設備面・運営面を精査し、指定の要件を満たしていれば、地域密着型サービス事業者として指定。

事業所開設（平成28年3月31日まで）

7 選考方法及び結果通知

- (1) 指定（候補）事業者の選定選考は、別添「選定基準項目と審査の着眼点」に沿った書類審査・ヒアリング等の実施を経て、古賀市介護保険運営協議会における審査・検討を行い、その意見等を踏まえ、市が決定します。なお、審査結果によっては、指定（候補）事業者が選定されない場合があります。
- (2) 古賀市介護保険運営協議会に審査・検討の段階において、プレゼンテーション等を実施していただく予定としています。ただし、応募者が多数の場合、古賀市介護保険運営協議会における審査の前に、一次選考を実施することがあります。
- (3) 本市が必要と認める場合に、指定した提出書類のほかに、調査または書類の追加提出を求めることがあります。
- (4) 選定結果は、全応募事業者へ文書で通知します。
- (5) 指定（候補）事業者として選定された場合においても、審議の過程で、計画内容に改善を要する事項について指摘を行う場合があります。この場合は、事業開始までに必ず改善を行ってください。

8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備方針（応募要件）

- (1) 事業所の開設場所は古賀市内全域で応募可能です。
- (2) 事業所の開設予定地は、各種法令を遵守し、原則として平成 28 年 3 月 31 日までに開設できる場所に限ります。
- (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の人員・設備・運営基準については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に適合することとします。
- (4) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に規定するオペレーション機器を備えることとします。
- (5) 原則として平成 28 年 3 月 31 日までに介護保険法に基づく指定を受けられることとします。

9 応募に関する留意事項

- (1) 応募者について
 - ・申請者が介護保険法等により罰金の刑に処せられるなど、同法第 78 条の 2 第 4 項第 4 号の 2 から第 9 号、第 11 号までに該当する場合、事業計画を提出することはできません。
 - ・指定時に、介護保険法上の指定のための全ての要件を満たしていない場合には、計画が選定されても指定しませんので、ご注意ください。
 - ・介護保険事業者指定については、法人でなければ指定をすることができません。
 - ・事業計画書の提出後に、虚偽記載や上記の事実が発覚した場合、選定対象とせず、選定や指定の後に発覚した場合、指定を拒否し、又は指定を取り消します。
- (2) 事業所の確保
 - ・関係法令の基準を満たすものであれば、新築、改築の別は問いません。
 - ・施設の所有権は法人にあることを原則としますが、安定的に事業の用に供することができると認められる場合には、相当期間の賃貸借によることも可能とします。
- (3) 資金計画について
 - ・事業所整備に必要な資金の確保については、各種法令等を十分に理解して資金計画をたててください。
 - ・資金状況について、法人の預貯金残高照証明により確認します。
(預金残高照証明：平成 27 年 7 月 1 日、その他必要に応じて提出を求めます。)
- (4) 補助金について
 - ・国からは、消費増税分を活用して、平成 27 年度より新たな財政支援制度に基づく基金を設置し、それを活用して整備を推進していくことが示されていますが、詳細は、現在、未定となっています。
 - ・補助金の申請、採択時期及び補助額等は現段階で不確定な要素があり、また、補助金の不採択または減額等の可能性があるため、資金計画及び事業計画をたてるにあたっては、補助金の不採択または減額等の可能性を留意したうえで、十分対応できる場合に限り、応募してください。

10 禁止事項と欠格事項等

- (1) 以下のいずれかに該当する場合は、審査を行うことなく、あるいは、審査結果に関わらず不適とします。
- ・ 調査、審査等に協力しない場合（ヒアリングの欠席・追加資料提出の拒否等）
 - ・ 提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
 - ・ 重要な事項（建設場所・事業所種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
 - ・ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、および暴力団員と社会的に非難される関係にある者は、一切応募できません。これに違反していることが判明した場合は、不適とします。

11 問い合わせ先及び書類の提出先について

公募に関するお問い合わせは、FAX または E-mail（別添様式「地域密着型サービス公募説明会に係る質問票」）でのみ受け付けます。

回答については、電話（軽微な質問に対する回答）、FAX または E-mail（Q&Aを送信）にて行います。

質問票提出期限 平成 27 年 7 月 3 日（金）17：00 まで（必着）

《問い合わせ先・書類の提出先》

〒811-3116 福岡県古賀市庄 205 番地 サンコスモ古賀

古賀市保健福祉部介護支援課

担当：吉澤、上床

電話：092-942-1144

FAX：092-942-0404

E-mail：kaigo@city.koga.fukuoka.jp

※提出様式のファイル（Word、Excel）をご希望の場合は、E-mail アドレスまでご請求ください。（表題を「地域密着型サービス応募様式請求」とし、法人名を記載してください）

また、提出書類の様式は古賀市ホームページにも掲載する予定ですので、そちらもご活用ください。

選定基準項目と審査の着眼点

I 設置主体の評価	
選定基準項目	審査の着眼点
1 法人の適格性 法人が、介護保険法第78条の2第4号各号に該当しないなど、応募要件に掲げる不適格要件に該当しないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第78条の2第4号各号に該当しないか。 ・所得税等の滞納がないか。 ・暴力団でないか。代表者がその構成員でないか、または、それらの利益となる活動を行うものでないか。
2 事業実績 法人は、当該事業をはじめ高齢者保健福祉事業等において十分な事業実績を有すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護と類似した事業等の実績があるか。
3 関係行政庁の監査及び指導状況 法人は、高齢者保健福祉事業の運営に係る関係行政庁の監査及び指導の状況からみて、本事業の設置主体として問題がないと認められること。	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間に行政機関からどのような指導や指摘があったか。 ・指導があった場合、改善報告が出されているか。
4 法人の経営状況 経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性的な赤字等の問題がないか。
II 事業計画の基礎評価	
選定基準項目	審査の着眼点
1 事業所運営の基本的考え方 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を理解し、利用者本意のサービスを継続して提供できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況や特性を勘案した、具体的な事業運営方針や基本理念であるか。 ・一体型、連携型の運営方針が明確であるか。 ・長期間、安定した運営が継続できる計画であるか。
2 管理者の経験及び適性 管理者又は管理者の予定者は、当該介護保険事業者指定基準に適合する者であり、当該事業を運営するにあたり十分な知識及び経験等を有する者であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健の分野における知識、経験のある者か。 ・医療との連携、調整について、十分な能力のある者か。
3 オペレーターの資格及び員数 随時対応における判断能力、調整能力等、十分な知識及び経験を有すること。また、提供時間帯を通じた配置が確保されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格を有する者であるか。 ・迅速、的確に対応できる十分な知識、経験のある者か。 ・医療ニーズに対応できる十分な知識、経験のある者か。
4 訪問介護員等の資格及び員数 定期巡回及び随時訪問の実施に関し、十分な知識及び経験を有すること。 また、交通事情や訪問頻度を勘案し、適切にサービス提供できる員数を確保すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な人材が確保されているか。 ・訪問介護員等の経験を有するものか。 ・迅速に訪問するための勤務体制、移動手段等が確保されているか。
5 看護師等の資格及び員数 訪問看護の実施に関し、十分な知識及び経験を有すること。 必要な人数、勤務時間が確保されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師等の経験を有する者か。 ・主治医との連携、調整について、十分な能力のある者か。 ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が配置されるか。

<p>連携型事業所の場合は、事業者間の契約に基づき、十分な連携体制が確保されていること。</p>	
<p>6 事業に必要な機器等の確保状況</p> <p>利用者情報等を蓄積する機器が備えられていること。 オペレーターとの適切な通信手段が備えられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーションセンターが設置されているか、又はオペレーターが機器を携帯できる体制が整備されているか。 ・機器にはオペレーターが利用者状況を確認するための十分な機能が備わっているか。 ・利用者が使い易く、効果的な通信手段となっているか。
<p>7 事業所の確保状況</p> <p>事業所の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な物件が確保されているか。 ・事業を運営するにあたり、十分なスペースがあるか。
<p>8 事業所の立地条件</p> <p>事業所から利用者宅への訪問にかかる時間が適切であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供地域へ、昼夜を問わず、概ね30分以内に訪問できる立地であるか。
<p>9 地域医療との連携</p> <p>サービス提供にあたり、指導・助言を得られる医療機関等が確保されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療等を行う医療機関・医師から指導・助言が得られるか。 ・医療依存度が高い利用者に対してサービスを提供する体制が整っているか。
Ⅲ 先進性、地域特性に応じた事業展開に対する評価	
選定基準項目	審査の着眼点
<p>1 事業実績の活用</p> <p>事業計画に、これまでの事業実績に基づく独自の運営手法等が認められること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで行ってきた事業から得た技術、知識等が当該事業に活かされているか。
<p>2 事業の先進性</p> <p>事業計画に、先駆的な取組み等の特色が認められること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス特性を捉えた特筆すべき取組みが計画に盛り込まれているか。 ・アピールポイントが明確に示されているか。
<p>3 地域特性への対応</p> <p>事業計画に、利用者個々のニーズに柔軟に対応するための取組みが認められること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性や希望、心情に配慮した柔軟なサービスが提供できる体制となっているか。 ・利用者のニーズを捉え、サービスに反映していく体制が担保されているか。
<p>4 地域包括ケアシステムへの対応</p> <p>事業計画に、地域包括ケアシステムに対応する取組みが認められること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの一員として、地域づくり、街づくりを担う意欲があるか。 ・地域との具体的な交流方法等が計画に盛り込まれているか。 ・地域資源を活用する事業計画となっているか。
Ⅳ その他	
選定基準項目	審査の着眼点
<p>1 その他特記事項</p> <p>I～Ⅲ以外に、評価すべき内容が認められること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に、選定基準に掲げる項目以外の評価すべき要素があるか。